

綾部市 こども計画

概要版

みんなで支えあう、
こども・若者・子育てに
優しいまちづくり

令和8年6月
綾部市



計画策定の背景と目的

令和5（2023）年4月1日に「こども基本法」が施行され、同日、こども家庭庁が発足しました。そして、令和5（2023）年12月、こども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

国の動向を踏まえ、本市の状況にあわせて本計画を策定することにより、本市の全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現に向けた取組を推進します。

「こどもまんなか社会」とは

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

「こども大綱」の基本的な方針

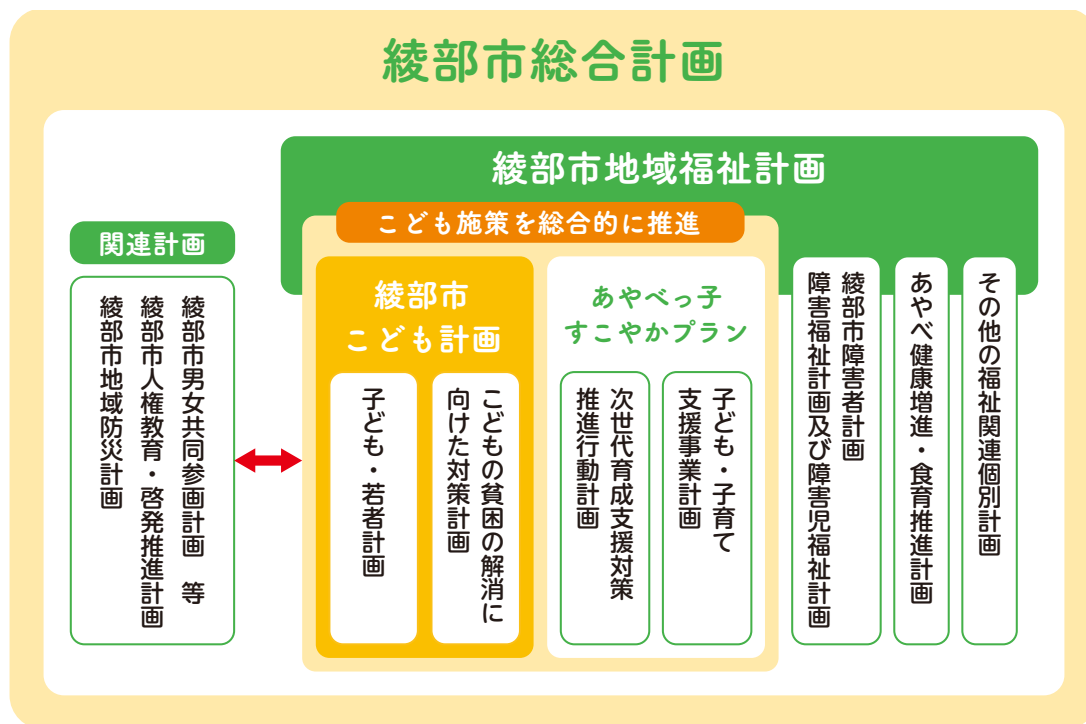
- ① こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること。
- ② こども・若者や子育て当事者（保護者等）の意見をうかがい、ともに進めていくこと。
- ③ ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること。
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること。
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること。
- ⑥ 施策の総合性の確保と、関係機関や民間団体等との連携を重視すること。



計画の位置づけ

子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」の2計画を一体的に策定して「綾部市こども計画」と称しています。

◆計画の位置づけ◆



計画期間

計画期間は、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度の4年間とします。ただし、計画期間中であっても、国や京都府の動向等により見直しが必要となった場合は適宜修正を行うこととします。

計画の対象

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくため、本計画の対象は、主に0歳から30歳未満（施策によっては40歳未満まで）のこども・若者とし、次のとおり区分します。

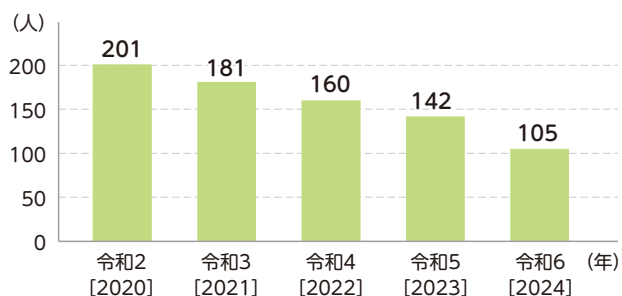
乳幼児期 0歳	学童期 6歳	思春期 12歳	青年期 18歳	ポスト青年期 30歳	40歳
こども					若者

市の状況

出生数の推移

近年、出生数は減少で推移しており、令和6（2024）年は105人となっています。

◆出生数◆

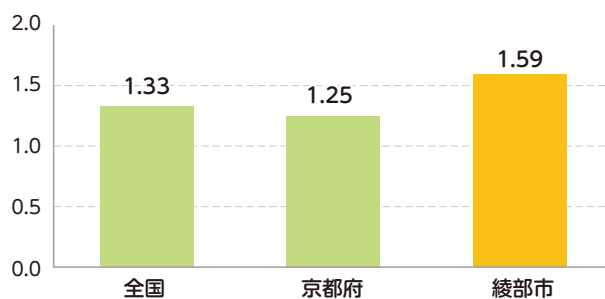


資料：住民基本台帳

合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する合計特殊出生率を見ると、本市は全国及び京都府と比べて高くなっています。

◆合計特殊出生率◆

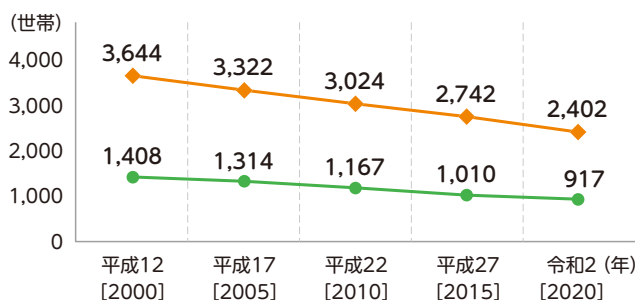


資料：人口動態統計特殊報告(平成30(2018)年～令和4(2022)年)

こどものいる世帯数の状況

こどものいる世帯数は、減少傾向で推移しています。

◆こどものいる世帯数◆



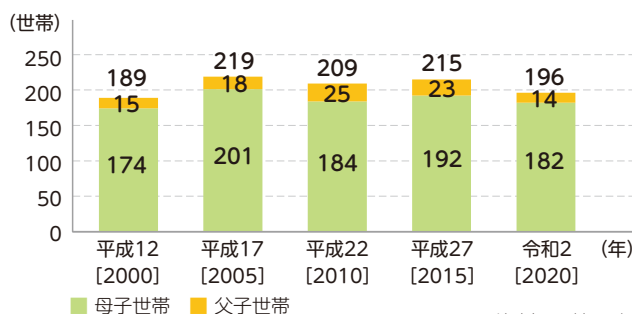
● 6歳未満の親族がいる世帯数 ◆ 18歳未満の親族がいる世帯数

資料：国勢調査

ひとり親世帯数の状況

ひとり親世帯数は、概ね横ばいで推移しています。

◆ひとり親世帯数◆



■ 母子世帯 ■ 父子世帯

資料：国勢調査

施策の展開に向けた計画の視点

① こども・若者の権利の尊重

本計画の趣旨は、こども・若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の権利を保障して「こどもまんなか社会」を実現していくことにあります。このため、こども・若者の多様な人格・個性を尊重して権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図るため、全ての施策において、こども・若者の視点や権利を踏まえた施策を推進します。

② こども・若者の意見の尊重

こども大綱の趣旨を実現していくためには、こども・若者が自らの意見を表明することにより、その意見がこども施策に生かされ、社会を変えていくことにつながることを求められます。このため、こども・若者が年齢に応じた意見の形成や意見を表明しやすい環境づくりを進めるとともに、こども・若者が意見を表明できる場や機会をつくることに取り組みます。

③ 様々な状況にあるこども・若者や家庭等への支援

いじめ、ひきこもり、虐待、経済的困窮等、こども・若者及びその家庭が抱える生きづらさや困難な状況は様々です。生きづらいと感じていたり困難な状況にあったりするこども・若者及びその家庭を取り残さないよう、行政、関係機関、地域等が連携して、生きづらさや困難な状況が解消されるように支援していきます。

④ こども・若者の居場所づくり

こども・若者が安全に安心して過ごせる場所を提供することは、こども・若者の健全な育成に寄与するだけでなく、子育て当事者や地域住民にも親睦・交流の居場所となり得ることから、地域における居場所づくりを進めます。

⑤ 生涯にわたる学びの保障

就学前教育や学校教育をはじめ、社会人になってからの学び直しや生涯学習の機会提供により、生涯にわたって人生を豊かに過ごせるよう支援します。



計画の基本理念

基本理念

みんなで支えあう、
こども・若者・子育てに優しいまちづくり



施策の展開

基本目標① こども・若者の最善の利益を守る環境づくり

こども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者の最善の利益を図る環境を整えていく必要があります。このため、こども・若者が生まれながらにして権利の主体であることが理解されるとともに、意見表明・社会参画と自己選択・自己決定・自己実現ができる多様な人格をもった個として尊重され、権利を保障することにより、こども・若者の最善の利益を図る環境づくりに取り組みます。

基本施策

1-1 こども・若者の権利の理解促進

1-2 こども・若者の意見表明の保障

1-3 こども・若者の権利擁護

基本目標② こども・若者のライフステージに応じた支援

こども・若者は、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各成長段階で様々な学びや体験により成長することで、自立した社会生活を送るようになりますが、成長過程においては、こども・若者の置かれた環境への依存度が大きな影響を与えます。このため、こども・若者が自分らしく社会生活を過ごせるようになるまで、関係機関・団体が連携して、連続性・継続性をもって支援することに努めます。また、こども・若者の課題やニーズは、各成長段階で異なるため、子育て当事者の課題やニーズも把握しながら、こども・若者の各成長段階に応じた支援を行っていくことに努めます。

基本施策

2-1 教育・保育サービスの充実

2-2 学校教育の充実

2-3 こども・若者の安全・安心の確保

2-4 こどもの居場所づくり

2-5 障害や発達等に特性のある
こども・若者への支援

2-6 生きづらさを抱えるこども・若者への支援

2-7 結婚と子育ての希望をかなえる支援

2-8 就労に向けた支援

2-9 生涯にわたる学びの提供

基本目標 ③

こども・若者を支える子育て当事者への支援

こども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送るには、子育て当事者への支援が必要なことから、子育て当事者を市全体で支え、子育て当事者の課題やニーズに応えられるように努めます。また、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事と家庭との両立に悩んだりすることなく、自らも心身ともに健康でこども・若者と向き合えることが、こども・若者の健やかな成長につながります。このため、子育てに関する経済的支援や子育て支援に取り組むとともに、核家族化や共働き世帯、ひとり親家庭、障害のあるこども・若者のいる家庭、外国につながるのあるこどもや子育て家庭等、こども・若者を育てる世帯の個々の状況に応じた支援に努めます。

基本施策

3-1 子育てを支える環境の整備

3-2 母子保健の充実

3-3 経済的支援の推進

3-4 配慮が必要な子育て家庭への支援

こどもの貧困の解消に向けた対策

こどもが成長して若者となり、夢と希望をもって成長できる社会の実現を目指すため、生まれ育った環境により将来の実現可能性や成長が左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、成育環境の整備と教育の機会均等、経済的支援等を図り、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するための体制を構築します。

取組の方針として、こども大綱を踏まえ、「教育の支援」「生活の安定に資する支援」「就労支援」「経済的支援」の4つの柱に基づき各種支援策を推進するとともに、複合的な課題の解決に向けた「庁内連携による包括的な支援」に取り組みます。

取 組

(1) 教育の支援

(2) 生活の安定に資する支援

(3) 就労支援

(4) 経済的支援

(5) 庁内連携による包括的な支援



計画の推進

① 計画の推進体制

こども・若者への支援や子育て支援に関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育等、多岐の分野にわたります。このため、国及び京都府等の動向を踏まえ、「綾部市子ども・子育て会議」や関係部署を中心に、関係機関、事業者、関係団体及び地域住民の協力を得ながら、こども・若者及び子育て当事者に対する支援の充実と本計画の着実な実施に取り組みます。

また、子育て当事者、関係団体等からの意見や、こども・若者からの意見にも耳を傾け、こども施策のさらなる充実に反映することで、全てのこども・若者がひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の構築に向けた取組を推進します。

② 計画の進捗管理と評価

計画の推進に当たっては、計画に即した事業がスムーズに実施されるよう、計画に基づく、各施策・事業等の実施状況や進捗について評価・検証する必要があります。

このため、アンケート調査をはじめ、関係団体等との意見交換の機会等を活用し、本計画の成果を把握・点検するとともに、「綾部市子ども・子育て会議」において進捗状況の報告・審議を行います。

なお、計画期間中であっても、国及び京都府の動向や「綾部市子ども・子育て会議」における審議等により見直しが必要となった場合は、適宜修正を行っていくこととします。

綾部市こども計画（概要版）

編集・発行 綾部市健康こども部子育て支援課
住所：〒623-8501 京都府綾部市若竹町 8 番地の 1
TEL：0773-42-4252 FAX：0773-42-4406
発行年月：令和 8（2026）年 6 月